

(別添)

令和8年度「食育月間」実施要綱

令和8年5月14日
農林水産大臣決定

1. 趣旨

国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることができることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

食育により、国民の健全な食生活の実現、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産・消費の推進並びに食料自給率の向上を図り、それらを通じて、国民の心身の健康の増進及び豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システムを構築することが期待されている。

食育の推進に当たっては、食育推進基本計画や食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）等を踏まえ、多様な主体の参加及び協力を得て、国民運動として全国において展開していくことが重要である。なお、次期計画となる第5次食育推進基本計画の作成に向けて、検討が進められており、令和8年4月9日より、第5次食育推進基本計画骨子（案）が意見募集に付されたところである。

食育推進基本計画においては、毎年6月を「食育月間」として定め、実施に当たっては、実施要綱をあらかじめ定めるものとされており、その期間中に、各種広報媒体、行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図ってきた。

本実施要綱は、食料・農業・農村基本計画及び第5次食育推進基本計画の検討内容を踏まえ、食育月間の実施に当たっての重点事項、実施方法等を定めるものである。

2. 期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）までの1か月間

3. 実施体制

農林水産省をはじめとして、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省等の食育を推進する関係府省庁が協力しつつ実施する。また、地方

公共団体及び関係機関・団体に対しても参加を呼びかけ、全国的な食育推進運動の展開を図る。

4. 重点事項

①学校等での食や農に関する学びの充実、②健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進及び③国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大に重点を置いて、食育推進運動の関係者が相互に連携する視点を持って総合的に普及啓発を図る。

(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られること、また、農業等の生産現場の実態を知らない子供が増えていることから、学校等が家庭、地域等と連携して、児童生徒への食育を推進することが重要である。

栄養教諭等による食生活の重要性等に関する指導や「農林漁業教育」を推進する。

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

広い世代において、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが見られるが、特に若い世代においては、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や、野菜・果物の摂取量が少ない。

このため、若い世代を中心に行動変容を促す「大人の食育」を推進していくことが重要である。

民間企業を巻き込んだ国民運動を展開するため、官民の幅広い連携・協働の取組を生み出す「官民連携食育プラットフォーム」や「食育実践優良法人顕彰」等による職場における食育等を推進する。

(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」は第4次食育推進基本計画の作成時に比べて減少しており、農業の生産現場に対する理解を深めるための取組強化が必要である。

生産現場への理解や、自然の恩恵や生産者への感謝の念を深め、国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮めることにつながる農林漁業体験機会の提供のほか、生産者と消費者が直接つながる取組等を推進する。また、これらの取組等を通じて、食料の持続的な供給に資する食品の選択を促進する。

5. 実施方法

食育月間においては、主に以下の事項の集中的な実施を通じて、食育推進基本計画「第3食育の総合的な促進に関する事項」に基づく取組を推進する。

(1) 食育推進全国大会の開催

第21回食育推進全国大会を、令和8年6月6日（土）に農林水産省、栃木県の共催により、栃木県宇都宮市において開催し、食育について国民への直接的な理解促進を図る。

また、ボランティア等の民間等の食育関係者が自発的に行う優れた活動を奨励するため食育活動表彰を実施し、大会において表彰式を行う。

(2) 各地域等における食育の取組

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がシンポジウム、講習会、展示会、調理、生産等の体験活動を行うなどの食育をテーマとした行事等を全国各地で開催する。

(3) 各種広報媒体等の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用するとともに、世代区分等に応じた具体的な取組を提示した「食育ガイド」等を活用した食育の普及啓発を実施する。

(4) 日常的な活動の場の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がそれぞれの日常的な活動（特に、教育・保育、医療・保健、農林漁業、食品関連事業等に関する活動）の場所や機会を積極的に活用した食育の普及啓発を実施する。

6. 食育月間実施上の留意事項

実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」に関する認知度を高めるため、情報発信をこれまで以上に充実させるよう努める。

(2) より効果的な食育推進運動を実施する観点から、広報媒体への相乗り、行事の共催等、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体が相

互に積極的な連携を図る。

- (3) 食育の推進について成果を挙げるためには、国民が食育に自ら取り組むことが重要であることから、国民が共感し、自発的に食育を実践する意識及び意欲が醸成されるよう配慮する。
- (4) 食育推進運動を継続的に展開するため、仕事と生活の調和、家族や地域の大切さ等の観点にも配慮しつつ、「食育の日」の普及啓発を行うとともに、家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼び掛ける。
- (5) 地域において関係者が食育に関する課題及び取組の方向性を共有し、連携・協働して取組を推進していくため、地方公共団体がそれぞれ作成する食育推進計画について、地域の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育に関わる様々な関係者に対し、各種会合における説明、広報誌・機関誌への掲載等を通じて共有を図るとともに、地域住民への周知に努める。